

事 務 連 絡

平成19年5月31日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

}

殿

厚生労働省保険局医療課

「医療療養病床等から介護保険移行準備病床等への移行に係る一般病床から
療養病床への病床の種別の変更の許可について」の送付について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布され、平成19年6月1日付で適用されることとなったことに伴い、医政局総務課長より、平成19年5月31日医政総発第0531001号が発出されていますので、参考までに送付いたします。



医政総発第0531001号
平成19年5月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る
一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布されたことに伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について」（平成19年5月31日保医発第0531002号）が発出され、新たに介護保険移行準備病棟等に移行できる医療療養病棟等として、「医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟」、「医療法第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所」等が示されたところである。

この場合に、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可の手続を行うに当たっては、下記のように取り扱うものであることを、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に周知願いたい。

記

病院又は診療所を開設した者が、当該病院又は診療所の病床の種別を一般病床から療養病床に変更しようとするとき、当該病院又は診療所の従業者の員数が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条又は第21条の2に規定する従業者の員数の標準以下である状態が継続している場合であっても、医療法第7条第2項又は第3項に規定する変更の許可を与えることができるものであること。